

第4回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和6年9月4日提出

I 件数 30件

【内訳】議案 27件（計画関係1件、条例関係3件、決算関係12件、
補正予算関係4件、その他7件）

報告 3件（一般会計継続費精算の報告、専決処分関係ほか）

II 議案の要旨

《計画関係》

議案第73号 南相馬市新市建設計画の変更について（企画課）

【趣旨】

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律において、被災自治体において合併特例債を発行することができる期間が5年間延長されたことから、令和8年度以降においても魅力あるまちづくり等に合併特例債を活用するため、計画期間を変更するもの。

【主な内容】

1 変更内容

- ①合併特例債を有効に活用するため計画期間を5年間延長
 - ・変更前 平成17年度から平成37年度（令和7年度）まで
 - ・変更後 平成17年度から令和12年度まで
- ②計画期間の延長に伴う人口推計等の修正
- ③計画期間の延長に伴う財政計画の修正

2 計画の新旧対照表 2ページから10ページまでのとおり

3 変更日 議決日（令和6年9月30日）

南相馬市新市建設計画 新旧対照表

頁	新	旧
表紙	<p>小高町・鹿島町・原町市</p> <p>南相馬市 新市建設計画</p> <p>～山・川・海 豊かな自然が心をひとつにつなぐまち～</p> <p><u>南相馬市（令和6年 9月改訂）</u></p> <p>南相馬市（平成28年 3月改訂）</p> <p>南相馬合併協議会（平成16年12月策定）</p>	<p>小高町・鹿島町・原町市</p> <p>南相馬市 新市建設計画</p> <p>～山・川・海 豊かな自然が心をひとつにつなぐまち～</p> <p>南相馬市（平成28年 3月改訂）</p> <p>南相馬合併協議会（平成16年12月策定）</p>
P 4	<p>（3）計画期間</p> <p>新市建設の基本方針（将来像）については、将来を展望した長期的な視点に立つものとし、主要施策、財政計画については、合併後<u>25年間</u>（平成17年度から<u>令和12年度</u>まで）について定めるものとします。</p>	<p>（3）計画期間</p> <p>新市建設の基本方針（将来像）については、将来を展望した長期的な視点に立つものとし、主要施策、財政計画については、合併後<u>20年間</u>（平成17年度から<u>平成37年度</u>まで）について定めるものとします。</p>

頁	新	旧
P 2 8	<p>新市の人口・世帯数は、平成17年から令和2年までの国勢調査結果及び東日本大震災後の市内居住実態を踏まえ、コーホート要因法(国勢調査のデータを基に、生残率や出生率などの要因を加味し、変化率により将来の人口を推計する方法)による推計に政策的な人口増加等を加味して算出しています。</p> <p>その結果、平成12年(2000年)の国勢調査結果の人口75,246人、老年人口の構成比21.9%が、<u>令和12年(2030年)には55,542人、38.7%</u>となり、人口の減少、老年人口の構成比の増加が更に一段と進むものと見込まれます。</p> <p>世帯数については、平成12年の世帯数22,435、一世帯当人数3.35人から、<u>令和12年には世帯数26,810、一世帯当人数2.07人</u>へと、世帯数の増加、一世帯当人数の減少が進むものと見込まれます。</p>	<p>新市の人口は、平成7年から平成22年までの国勢調査結果及び東日本大震災後の市内居住実態を踏まえ、コーホート要因法(国勢調査のデータを基に、生残率や出生率などの要因を加味し、変化率により将来の人口を推計する方法)による推計に政策的な人口増加等を加味して算出しています。</p> <p>その結果、平成12年(2000年)の国勢調査結果の人口75,246人、老年人口の構成比21.9%が、<u>平成36年(2024年)には55,567人、37.8%</u>となり、人口の減少、老年人口の構成比の増加が更に一段と進むものと見込まれます。</p> <p>世帯数については、<u>昭和60年から平成22年までの6回の国勢調査結果及び東日本大震災後の人口変化を踏まえ推計した結果</u>、平成12年の世帯数22,435、一世帯当人数3.35人から、<u>平成36年には世帯数24,171、一世帯当人数2.30人</u>へと、世帯数の増加、一世帯当人数の減少が進むものと見込まれます。</p>
P 2 9	<p>新市の就業構造を、平成17年から令和2年までの国勢調査結果及び東日本大震災後の人口変化を踏まえ推計した結果、就業人口総数は平成12年の37,577人から、<u>令和12年には25,214人</u>へと、総人口の減少に連動する形で、大きく減少が見込まれます。</p> <p>また、産業大分類の就業人口の推計値は下表のとおりであり、第1次産業就業者数は平成12年の3,291人(8.8%)から、<u>令和12年には1,581人(6.3%)</u>へと減少が続き、第2次産業就業者数も<u>同様に推移するとともに、第3次産業就業者数も平成12年の19,634人(52.3%)から令和12年には14,559人(57.7%)</u>へと<u>減少する傾向</u>で推移するものと見込まれます。</p>	<p>新市の就業構造を、<u>昭和60年から平成22年までの6回の国勢調査結果及び東日本大震災後の人口変化を踏まえ推計した結果</u>、就業人口総数は平成12年の37,577人から、<u>平成36年には21,617人</u>へと、総人口の減少に連動する形で、大きく減少が見込まれます。</p> <p>また、産業大分類の就業人口の推計値は下表のとおりであり、第1次産業就業者数は平成12年の3,291人(8.8%)から、<u>平成36年には1,729人(8.0%)</u>へと減少が続き、第2次産業就業者数も<u>減少で推移するのに対し、第3次産業就業者数は平成12年の19,634人(52.3%)から平成36年には14,894人(68.9%)</u>へと<u>就業人口が減少する一方で就業割合については増加傾向</u>で推移するものと見込まれます。</p>

〈人口・世帯の見通し〉

(単位：人、%)

項目	年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和8年	令和12年	年平均伸び率						
										H7-H12	H12-H17	H17-H22	H22-H27	H27-R2	R2-R8	R8-R12
総人口		77,860	75,246	72,837	70,878	57,797	59,005	57,055	55,542	△ 0.68	△ 0.65	△ 0.54	△ 4.00	0.41	△ 0.56	△ 0.67
年少人口 (14歳以下)		13,512 (17.4%)	11,361 (15.1%)	10,371 (14.2%)	9,649 (13.6%)	4,885 (8.5%)	5,099 (8.6%)	5,099 (8.9%)	5,093 (9.2%)	△ 3.41	△ 1.81	△ 1.43	△ 12.73	0.86	0.00	△ 0.03
生産年齢人口 (15～64歳)		50,142 (64.4%)	47,208 (62.7%)	44,584 (61.2%)	42,196 (59.5%)	33,379 (57.8%)	30,626 (51.9%)	28,906 (50.7%)	28,024 (50.5%)	△ 1.20	△ 1.14	△ 1.10	△ 4.58	△ 1.68	△ 0.98	△ 0.77
老年人口 (65歳以上)		14,206 (18.2%)	16,451 (21.9%)	17,836 (24.5%)	18,809 (26.5%)	18,452 (31.9%)	20,796 (35.2%)	21,750 (38.1%)	21,496 (38.7%)	2.98	1.63	1.07	△ 0.38	2.42	0.75	△ 0.29
世帯数		22,550	22,435	23,003	23,640	25,944	26,349	26,630	26,810	△ 0.10	0.50	0.55	1.88	0.31	0.18	0.17
一世帯当人数		3.45	3.35	3.17	3.00	2.23	2.24	2.14	2.07	—	—	—	—	—	—	—

P 2 8

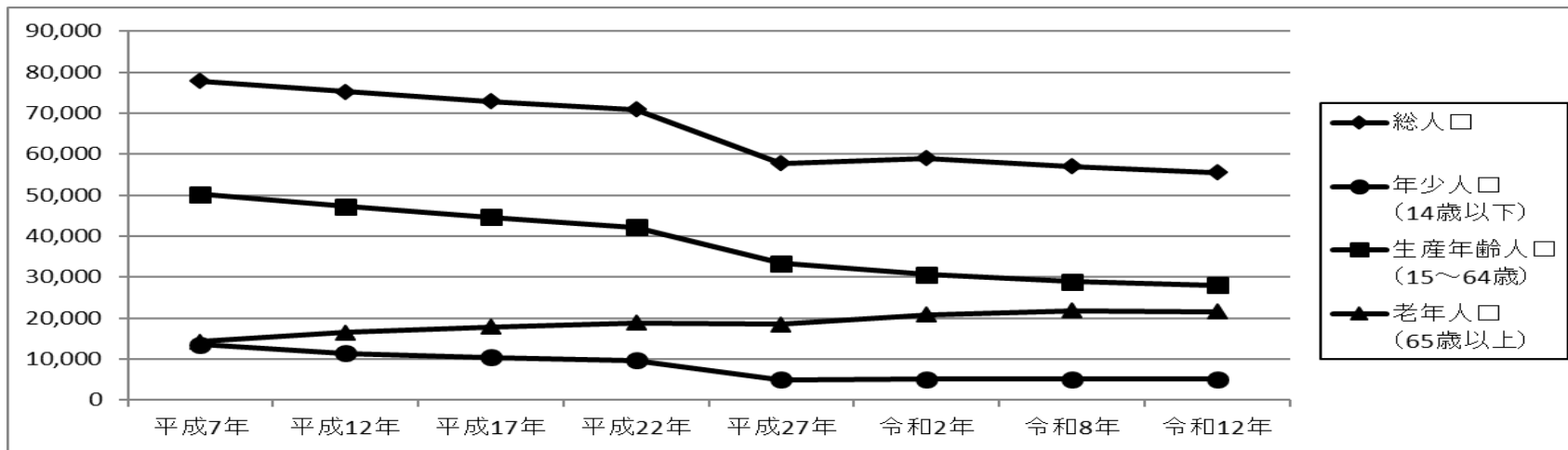
〈人口・世帯の見通し〉

(単位：人、%)

項目	年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成36年	年平均伸び率					
									H7-H12	H12-H17	H17-H22	H22-H27	H27-H32	H32-H36
総人口		77,860	75,246	72,837	70,878	54,501	56,996	55,567	△ 0.68	△ 0.65	△ 0.54	△ 5.12	0.90	△ 0.51
年少人口 (14歳以下)		13,512 (17.4%)	11,361 (15.1%)	10,371 (14.2%)	9,649 (13.6%)	5,026 (9.2%)	5,489 (9.6%)	5,821 (10.5%)	△ 3.41	△ 1.81	△ 1.43	△ 12.23	1.78	1.18
生産年齢人口 (15～64歳)		50,142 (64.4%)	47,208 (62.7%)	44,584 (61.2%)	42,196 (59.5%)	30,887 (56.7%)	30,449 (53.4%)	28,746 (51.7%)	△ 1.20	△ 1.14	△ 1.10	△ 6.05	△ 0.29	△ 1.14
老年人口 (65歳以上)		14,206 (18.2%)	16,451 (21.9%)	17,836 (24.5%)	18,809 (26.5%)	18,588 (34.1%)	21,058 (36.9%)	21,000 (37.8%)	2.98	1.63	1.07	△ 0.24	2.53	△ 0.06
世帯数		22,550	22,435	23,003	23,640	19,987	22,982	24,171	△ 0.10	0.50	0.55	△ 3.30	2.83	1.01
一世帯当人数		3.45	3.35	3.17	3.00	2.73	2.48	2.30	—	—	—	—	—	—

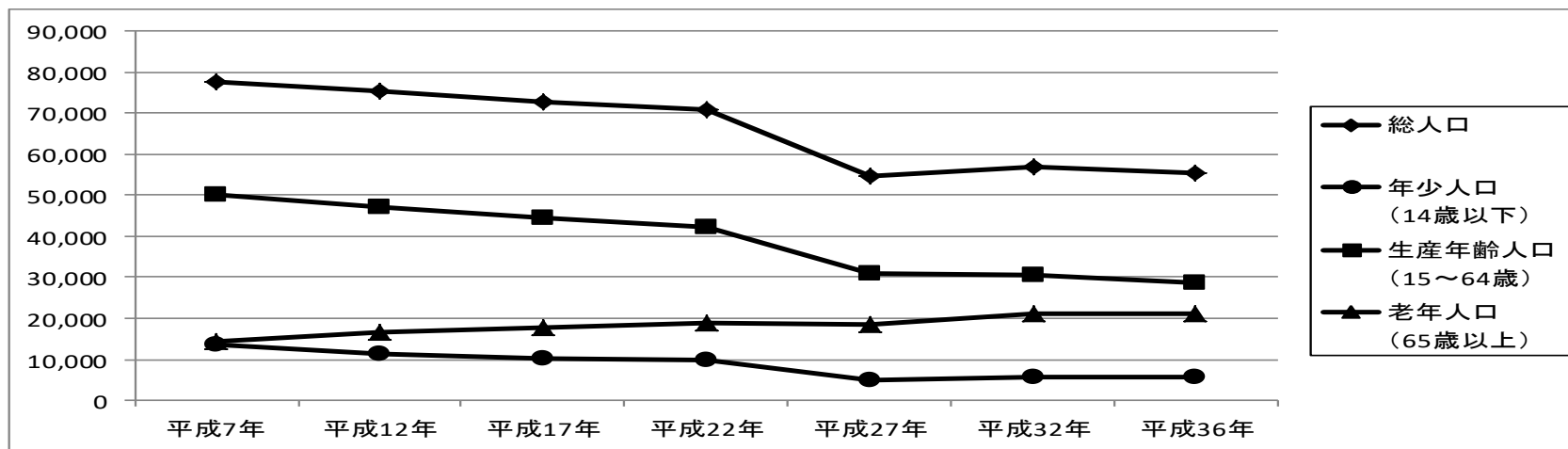
〈将来人口の見通し（年齢層）〉

(単位：人)



〈将来人口の見通し（年齢層）〉

(単位：人)



〈就業構造の見通し（産業大分類）〉

(単位：人、%)

項目	年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和8年	令和12年	年平均伸び率						
										H7-H12	H12-H17	H17-H22	H22-H27	H27-R2	R2-R8	R8-R12
就業人口総数		39,927	37,577	35,175	33,279	28,949	26,796	25,901	25,214	△ 1.21	△ 1.31	△ 1.10	△ 2.75	△ 1.53	△ 0.56	0.85
第1次産業		3,685	3,291	3,123	2,679	1,232	1,461	1,764	1,581	△ 2.24	△ 1.04	△ 3.02	△ 14.39	3.47	3.19	△ 2.70
		(9.2%)	(8.8%)	(8.9%)	(8.2%)	(4.3%)	(5.6%)	(6.8%)	(6.3%)							
第2次産業		17,211	14,540	12,075	10,900	11,976	8,544	9,241	9,073	△ 3.32	△ 3.65	△ 2.03	1.90	△ 6.53	1.32	△ 0.46
		(43.1%)	(38.7%)	(34.5%)	(33.4%)	(42.1%)	(32.7%)	(35.7%)	(36.0%)							
第3次産業		19,014	19,634	19,796	19,034	15,264	16,098	14,895	14,559	0.64	0.16	△ 0.78	△ 4.32	1.07	△ 1.29	△ 0.57
		(47.6%)	(52.3%)	(56.6%)	(58.4%)	(53.6%)	(61.7%)	(57.5%)	(57.7%)							
就業率		51.3%	49.9%	48.3%	47.0%	50.1%	45.4%	45.4%	45.4%	—	—	—	—	—	—	—

〈就業構造の見通し（産業大分類）〉

(単位：人、%)

項目	年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成36年	年平均伸び率					
									H7-H12	H12-H17	H17-H22	H22-H27	H27-H32	H32-H36
就業人口総数		39,927	37,577	35,175	33,279	23,629	23,080	21,617	△ 1.21	△ 1.31	△ 1.10	△ 6.38	△ 0.47	△ 1.30
第1次産業		3,685	3,291	3,123	2,679	2,032	1,916	1,729	△ 2.24	△ 1.04	△ 3.02	△ 5.38	△ 1.17	△ 2.03
		(9.2%)	(8.8%)	(8.9%)	(8.2%)	(8.6%)	(8.3%)	(8.0%)						
第2次産業		17,211	14,540	12,075	10,900	6,994	6,001	4,994	△ 3.32	△ 3.65	△ 2.03	△ 8.49	△ 3.02	△ 3.61
		(43.1%)	(38.7%)	(34.5%)	(33.4%)	(29.6%)	(26.0%)	(23.1%)						
第3次産業		19,014	19,634	19,796	19,034	14,603	15,163	14,894	0.64	0.16	△ 0.78	△ 5.16	0.76	△ 0.36
		(47.6%)	(52.3%)	(56.6%)	(58.4%)	(61.8%)	(65.7%)	(68.9%)						
就業率		51.3%	49.9%	48.3%	47.0%	43.4%	40.5%	38.9%	—	—	—	—	—	—

頁	新	旧
P. 6 5	<p>2 策定の基本的考え方</p> <p>以下に示す新市の財政計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項第4号の規定に基づき、合併年度及び<u>25か年度</u>(平成17年度～<u>令和12年度</u>)の財政運営の指針として、歳入・歳出を費目ごとに、過去の実績や現在の財政状況、地方財政制度等を踏まえ、普通会計ベースで作成しています。</p>	<p>2 策定の基本的考え方</p> <p>以下に示す新市の財政計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項第4号の規定に基づき、合併年度及び<u>10か年度</u>(平成17年度～<u>平成27年度</u>)の財政運営の指針として、歳入・歳出を費目ごとに、過去の実績や現在の財政状況、地方財政制度等を踏まえ、普通会計ベースで作成しています。</p>
P. 6 5 P. 6 6	<p>④地方債</p> <p>新市建設計画事業の財源として、現行の地方債制度を基本に、普通交付税の算定に有利な合併特例債を見込んでいます。また、臨時財政対策債は<u>算定した普通交付税の交付基準額を基本に、過去の実績等により算出し、今後も継続されるもの</u>としています。</p>	<p>④地方債</p> <p>新市建設計画事業の財源として、現行の地方債制度を基本に、普通交付税の算定に有利な合併特例債を見込んでいます。また、臨時財政対策債は<u>平成16年度額が今後も継続されるもの</u>としています。</p>

○歳入 (単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地方税	8,831	8,573	8,875	9,658	9,599	9,620	9,739	9,762	9,921	9,591
地方譲与税	419	382	389	384	396	403	407	364	367	397
各種交付金	1,439	1,227	1,324	1,354	1,370	1,635	1,932	1,816	1,824	2,099
地方交付税	13,680	14,650	13,757	11,744	12,416	11,587	10,836	11,378	10,905	10,304
普通交付税	6,089	5,484	5,012	4,994	4,778	4,941	5,405	5,226	5,657	5,676
特別交付税	1,058	914	924	938	1,448	944	1,061	2,142	1,288	900
震災復興特別交付税	6,533	8,252	7,821	5,812	6,190	5,702	4,370	4,010	3,960	3,728
分担金及び負担金	45	34	34	41	45	39	68	81	101	98
使用料及び手数料	370	414	468	445	419	416	387	384	404	371
国庫支出金	14,180	17,426	8,988	8,177	6,915	15,523	8,164	8,013	13,165	7,043
県支出金	77,115	53,883	19,824	8,158	7,137	10,279	11,224	6,944	4,710	5,167
財産収入	789	280	779	491	310	376	345	342	398	401
繰越金・繰入金	18,183	13,191	14,653	19,304	19,413	17,205	13,905	13,626	14,422	11,563
諸収入	1,515	2,079	2,804	1,969	2,863	1,171	2,079	1,406	1,229	1,268
地方債	3,513	1,588	1,877	2,031	2,152	2,356	2,586	2,360	2,734	2,265
歳入合計	140,079	113,727	73,772	63,756	63,035	70,610	61,672	56,476	60,180	50,567

○歳出 (単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	4,803	4,608	4,643	4,623	4,835	5,786	5,964	5,977	6,033	6,695
扶助費	3,720	4,007	4,177	3,974	4,163	4,345	5,489	4,604	4,996	4,371
公債費	5,026	2,938	3,023	3,084	3,161	3,072	3,699	3,035	3,379	2,842
物件費	77,289	56,867	23,904	9,581	9,723	11,230	8,931	9,260	10,130	11,326
維持補修費	418	447	538	474	476	420	579	875	589	512
補助費等	5,522	6,534	5,746	8,347	8,474	13,236	7,639	6,420	6,636	7,063
積立金	9,601	14,581	6,259	8,616	9,187	6,103	4,484	5,712	8,864	3,358
投資・出資・貸付金	1,568	1,090	1,017	1,041	1,064	1,086	1,022	706	763	760
繰出金	3,071	5,184	5,530	5,285	2,727	2,634	2,522	3,346	4,793	4,570
投資の経費	24,748	13,238	12,715	12,837	10,076	16,172	14,657	10,174	7,898	8,470
普通建設事業費	22,804	12,492	11,366	12,374	7,129	12,942	12,741	7,932	7,235	8,113
災害復旧事業費	1,944	746	1,349	463	2,947	3,230	1,916	2,242	663	357
歳出合計	135,766	109,494	67,552	57,862	53,886	64,084	54,986	50,109	54,081	49,967

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入-歳出	4,313	4,233	6,220	5,894	9,149	6,526	6,686	6,367	6,099	600
実質単年度収支	315	700	1,122	△ 1,557	△ 607	96	1,891	611	△ 106	△ 1,469
累計収支	5,258	5,958	7,080	5,523	4,916	5,012	6,903	7,514	7,408	5,939
財政調整基金残高	3,382	4,640	4,123	4,261	3,795	3,392	4,023	5,114	4,213	4,568
地域振興基金残高	1,084	818	451	92	95	90	71	53	31	0
東日本大震災復旧・復興基金	13,792	11,985	11,258	9,623	4,512	5,481	2,613	1,751	1,242	708
普通会計基金残高	35,631	41,392	37,265	32,815	28,487	26,574	23,813	23,489	24,370	22,264
実質公債費比率	12.3%	10.1%	9.1%	8.3%	9.3%	9.3%	9.1%	8.7%	8.4%	8.2%

○歳入 (単位:百万円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
地方税	9,894	10,078	9,931	9,886	10,376	10,246
地方譲与税	397	397	397	397	397	397
各種交付金	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
地方交付税	13,369	8,588	8,145	7,224	6,427	6,324
普通交付税	5,109	5,322	5,147	4,825	4,557	4,653
特別交付税	900	900	900	900	900	900
震災復興特別交付税	7,360	2,366	2,098	1,499	970	771
分担金及び負担金	98	98	98	98	98	98
使用料及び手数料	371	371	371	371	371	371
国庫支出金	6,686	5,878	5,805	5,564	5,176	5,099
県支出金	12,110	5,292	4,238	4,234	3,920	3,918
財産収入	401	401	401	401	393	393
繰越金・繰入金	6,860	3,610	2,718	5,137	2,951	2,808
諸収入	1,273	1,268	1,268	1,733	1,268	1,268
地方債	1,728	3,828	1,617	2,474	1,410	937
歳入合計	54,927	41,549	36,729	39,259	34,527	33,599

○歳出 (単位:百万円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	6,229	6,365	5,886	6,003	5,721	5,692
扶助費	4,436	4,505	4,578	4,655	4,736	4,820
公債費	2,763	2,771	2,892	2,928	2,978	2,767
物件費	7,188	6,706	6,536	6,471	6,536	6,568
維持補修費	523	533	544	555	566	577
補助費等	6,362	6,092	5,687	5,138	4,802	4,774
積立金	1,643	1,553	1,653	1,511	1,366	1,277
投資・出資・貸付金	747	747	742	757	777	741
繰出金	6,600	2,868	2,868	2,867	2,953	2,868
投資的経費	17,836	8,809	4,743	7,774	3,492	2,915
普通建設事業費	17,786	8,759	4,693	7,724	3,442	2,865
災害復旧事業費	50	50	50	50	50	50
歳出合計	54,327	40,949	36,129	38,659	33,927	32,999

(単位:百万円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
歳入-歳出	600	600	600	600	600	600
実質単年度収支	△ 552	△ 193	△ 253	△ 299	△ 410	△ 640
累計収支	5,387	5,194	4,941	4,642	4,232	3,592
財政調整基金残高	4,015	3,823	3,570	3,270	2,860	2,220
地域振興基金残高	0	0	0	0	0	0
東日本大震災復旧・復興基金	200	0	0	0	0	0
普通会計基金残高	17,647	16,191	15,727	12,701	11,715	10,785
実質公債費比率	7.4%	7.2%	7.1%	7.5%	7.7%	7.3%

※令和5年度までは決算額、令和6年度以降は計画値となっております。

○歳入 (単位: 百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
地方税	8,633	8,236	9,155	8,974	8,892	8,971	8,860	8,799	8,798	8,673	8,551
地方譲与税	372	372	372	372	372	372	372	372	372	372	372
各種交付金	1,120	1,120	1,351	1,447	1,447	1,447	1,447	1,447	1,447	1,447	1,447
地方交付税	12,785	12,170	10,464	8,689	8,288	8,059	6,463	6,509	6,510	6,603	6,695
普通交付税	6,089	6,170	6,103	6,267	6,283	6,181	5,563	5,609	5,610	5,703	5,795
特別交付税	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	900	900	900	900	900
震災復興特別交付税	5,696	5,000	3,361	1,422	1,005	878	0	0	0	0	0
分担金及び負担金	68	66	65	123	121	118	116	113	111	109	106
使用料及び手数料	287	304	302	347	344	341	338	335	332	329	325
国庫支出金	12,376	9,451	8,791	3,994	3,812	3,763	2,696	2,719	2,743	2,766	2,790
県支出金	80,481	59,039	5,088	2,717	2,757	2,712	1,673	1,687	1,701	1,716	1,731
財産収入	881	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146
繰越金・繰入金	19,104	4,062	3,247	2,209	2,573	2,355	3,636	3,127	3,015	3,724	3,426
諸収入	1,553	1,624	1,763	1,693	1,624	1,541	1,527	1,527	1,527	1,527	1,527
地方債	4,669	2,838	4,089	2,398	2,359	2,261	3,332	3,341	3,341	5,360	5,379
歳入合計	142,329	99,428	44,833	33,109	32,735	32,086	30,606	30,122	30,043	32,772	32,495

○歳出 (単位: 百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
人件費	4,753	4,206	4,044	3,826	4,005	3,732	3,786	3,666	3,603	3,546	3,453
扶助費	3,721	4,079	4,089	4,100	4,111	4,154	4,198	4,243	4,288	4,335	4,383
公債費	5,032	2,947	2,968	2,994	3,096	3,144	3,277	3,288	3,295	3,103	3,103
物件費	78,054	60,147	8,754	5,171	5,253	5,474	5,304	5,167	5,058	4,971	4,867
維持補修費	625	637	650	663	676	690	703	717	732	746	762
補助費等	7,463	6,001	4,009	3,436	3,421	3,344	3,590	3,268	3,232	3,214	3,167
積立金	3,012	1,404	1,550	1,171	839	831	711	764	764	701	533
投資・出資・貸付金	1,731	1,264	1,190	1,200	1,215	1,154	970	847	834	822	812
繰出金	4,660	4,754	4,215	2,756	2,826	2,917	2,977	3,072	3,147	3,244	3,325
投資の経費	31,560	12,245	12,501	7,192	6,693	6,046	4,490	4,490	4,490	7,490	7,490
普通建設事業費	27,081	11,567	12,095	7,162	6,663	6,016	4,460	4,460	4,460	7,460	7,460
災害復旧事業費	4,479	678	406	30	30	30	30	30	30	30	30
歳出合計	140,601	97,684	43,970	32,509	32,135	31,486	30,006	29,522	29,443	32,172	31,895

(単位: 百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
歳入-歳出	1,728	1,744	863	600	600	600	600	600	600	600	600
実質単年度収支	△ 1,546	880	△ 9	△ 37	△ 568	△ 531	△ 315	△ 516	△ 530	△ 394	△ 769
累計収支	5,365	6,245	6,236	6,199	5,631	5,100	4,785	4,269	3,739	3,345	2,576
財政調整基金残高	3,383	4,247	5,119	5,345	4,776	4,245	3,931	3,415	2,884	2,490	1,721
地域振興基金残高	1,066	835	605	375	230	171	112	52	0	0	0
東日本大震災復興・復興基金	9,881	8,702	8,063	7,583	7,078	6,491	4,361	2,951	1,668	508	0
普通会計基金残高	27,489	26,560	26,607	26,433	25,299	24,376	14,716	12,953	11,303	8,879	6,587
実質公債費比率	12.5%	10.6%	9.3%	7.7%	7.7%	8.1%	8.8%	9.4%	9.9%	9.7%	9.5%

※普通会計基金残高中、東日本大震災復興交付金基金については、残額見込額を平成33年度で国へ返還するものとして記載しています。

≪条例関係≫

議案第74号

南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について（デジタル推進課）

【趣旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 法律の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の一部改正

行政機関等における情報連携を速やかに行うことを目的に、法別表第2（情報照会者及び利用する事務並びに情報提供者及び提供する特定個人情報の内容が規定されたもの）を廃止し、主務省令に規定する改正がされた。

2 改正の概要

法の改正により、法別表第2が廃止されることに伴い、同表を引用している箇所について、法において定める用語への置き換え、当該用語の定義の追加その他所要の改正をするもの。

改正後	改正前
(定義)	
<u>特定個人番号利用事務</u> <u>法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u>	(追加)
<u>利用特定個人情報</u> <u>法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u>	(追加)
(引用箇所の用語への置き換え)	
<u>特定個人番号利用事務</u>	<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>
<u>利用特定個人情報</u>	<u>法別表第2の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報</u>

2 施行日 公布の日

【趣旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 法律の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「法」という。）

被保険者証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じ、各医療保険者（市町村）等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を提供するなどの改正がされた。

2 改正の概要

法の改正により、被保険者証が廃止されることから、南相馬市国民健康保険条例に規定している被保険者証の返還に係る罰則規定の削除その他所要の改正をするもの。

改正後	改正前
(罰則)	(罰則)
第14条 世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした場合は</u> 、10万円以下の過料に処する。	第14条 世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は</u> 、10万円以下の過料に処する。

3 施行日 令和6年12月2日

【趣旨】

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 省令の概要

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）

地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員数に関する基準の見直し等の改正がされた。

- ①職員数について、地域包括支援センターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法（地域包括支援センターの職員の勤務延べ時間数を、常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、職員数を常勤の職員数に換算する方法）によることを可能とする。
- ②地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合、複数の地域包括支援センターを一の区域として、当該複数のセンターに配置すべき資格職の常勤職員数の合計を配置することにより、それぞれの配置基準を満たすものとする。ただし、この場合においても、一つの区域で保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種のうち2職種の配置は必置とする。
- ③職員配置基準の改正は、令和6年4月1日施行であり、これを受け市町村の基準条例の改正が必要となるが、市町村の事務負担に配慮し、条例改正を省令の施行の日から起算して1年を超えない期間猶予する経過措置を設ける。

2 改正の概要

省令の改正により、条例に定めている職員に係る基準及び当該職員の員数の規定に上記改正①及び②に対応する改正その他所要の改正をするもの。

改正後	改正前
(職員に係る基準及び当該職員の員数)	(職員に係る基準及び当該職員の員数)
第5条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員	第5条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員

<p><u>数(運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)により、原則として次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人</p>	<p>数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人</p>
<p><u>2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u></p>	<p>(新設)</p>

3 施行日 公布の日

《決算関係》

- 議案第77号 令和5年度南相馬市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第78号 令和5年度南相馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第79号 令和5年度南相馬市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第80号 令和5年度南相馬市育英資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第81号 令和5年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第82号 令和5年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第83号 令和5年度南相馬市太田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第84号 令和5年度南相馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第85号 令和5年度南相馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第86号 令和5年度南相馬市病院事業会計決算認定について
- 議案第87号 令和5年度南相馬市工業用水道事業会計決算認定について
- 議案第88号 令和5年度南相馬市下水道事業会計決算認定について

《補正予算関係》

議案第89号 令和6年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第90号 令和6年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第91号 令和6年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第92号 令和6年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

《その他》

議案第93号 工事請負契約の締結について（財政課）

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	ため池改修（反高田2号ため池外）工事
施工場所	南相馬市小高区蛭沢字反高田地内
契約の金額	194,700,000円（消費税を含む。）
工期	契約締結日から令和7年12月26日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市小高区小谷字摩辰46番地の3 豊川建設株式会社

【予定価格】

予定価格	194,822,100円（消費税を含む。）
落札率	99.94%

【入札結果】

消費税抜き（消費税を含む）

入札者	第1回入札額	見積合わせ	備考
豊川建設株式会社	180,000,000円 (198,000,000円)	177,000,000円 (194,700,000円)	落札

【工事概要】

ため池改修工事 2箇所

反高田2号ため池 延長=37.1m

反高田3号ため池 延長=45.1m

【施工場所位置図】



【趣旨】

正当な理由がなく滞納している市営住宅の家賃等の支払について民事調停を申し立て、並びに当該民事調停が不成立等の場合において市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求める訴えの提起を行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 調停の申立てをする相手方

- (1) 南相馬市在住個人（小高区紅梅団地）
- (2) 南相馬市在住個人（鹿島区西町団地）
- (3) 南相馬市在住個人（小高区万ヶ迫団地）
- (4) 南相馬市在住個人（原町区仲町団地）
- (5) 南相馬市在住個人（原町区仲町団地）
- (6) 南相馬市在住個人（鹿島区西川原団地）
- (7) 南相馬市在住個人（原町区仲町団地）
- (8) 南相馬市在住個人（原町区萱浜団地）
- (9) 南相馬市在住個人（鹿島区大河内第二団地）
- (10) 宮城県大河原町在住個人（原町区仲町団地）
- (11) 南相馬市在住個人（鹿島区北畑団地）
- (12) 南相馬市在住個人（鹿島区狐畑団地）
- (13) 南相馬市在住個人（原町区三島町団地）
- (14) 南相馬市在住個人（原町区国見町団地）

2 調停対象者の選定方針

滞納額が40万円以上かつ滞納月数が15月以上の入居者の所在が判明している滞納者であって、

- ①再三にわたる文書、電話、訪問等による指導に応じない者
- ②分納誓約をしても不履行の者

議案第95号 字の区域の変更について（総務課）

【趣旨】

小高区飯崎地区における福島県復興基盤総合整備事業に伴い、字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 字の区域の変更について

事業の実施により、道路、水路の付け替え及び新設などが行われたことに伴い、県から字の区域の変更の依頼があったもの。

当該字の区域の変更は、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経て、地方自治法施行令第179条の規定に基づき、土地改良法第54条第4項の規定による換地処分の公告（福島県知事）があった日の翌日から施行となる。

2 今後の事務手続

令和6年 9月 議決後に変更処分の告示、県知事・関係機関へ通知（市）

令和6年12月 換地処分の公告（県）、換地処分登記申請（県）

3 復興基盤総合整備事業について

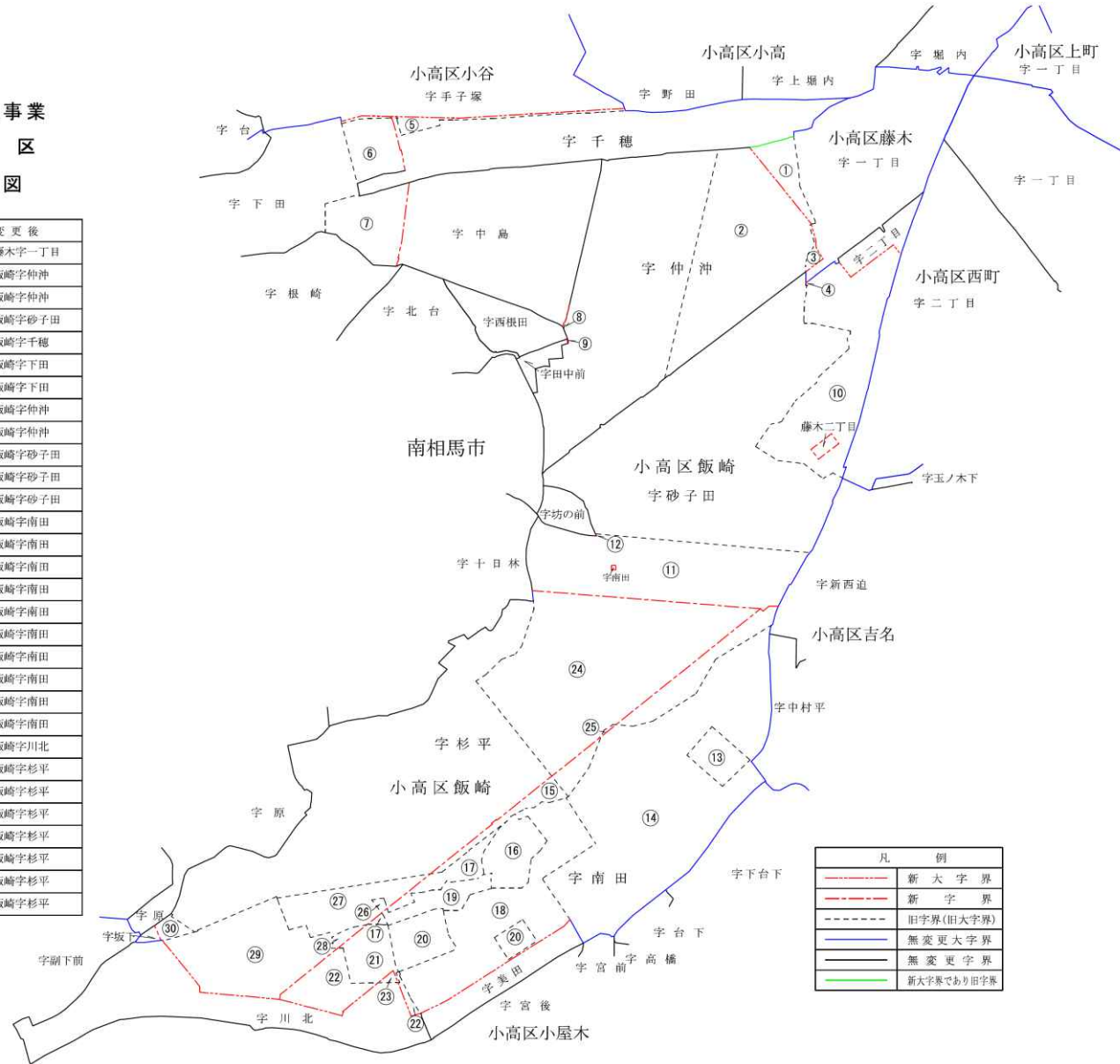
この事業は、ほ場整備事業の実施を契機として担い手への農地の集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当分を担う農業構造の確立を図ることを目指すもの。

復興基盤総合整備事業（小高区飯崎地区）の概要

受益面積	105.2ha
総事業費	3,000,000千円
負担割合	国75.0%、県15.00%、市10.00%、地元0%
工事内容	区画整理工 整地工 105.2ha 道路工 14.59km 用水路工 14.38km 排水路工 17.04km 暗渠排水工 101.7ha
事業年度	平成22年度～令和6年度

復興基盤総合整備事業
飯崎地区
字界変更概略図

変更前	No.	変更後
小高区飯崎字谷口	①	小高区藤木字一丁目
小高区飯崎字谷口	②	小高区飯崎字仲沖
小高区藤木字一丁目	③	小高区飯崎字仲沖
小高区藤木字一丁目	④	小高区飯崎字砂子田
小高区小谷字手子塚	⑤	小高区飯崎字千穂
小高区飯崎字千穂	⑥	小高区飯崎字下田
小高区飯崎字中島	⑦	小高区飯崎字下田
小高区飯崎字中島	⑧	小高区飯崎字仲沖
小高区飯崎字田中前	⑨	小高区飯崎字仲沖
小高区藤木字二丁目	⑩	小高区飯崎字砂子田
小高区飯崎字南田	⑪	小高区飯崎字砂子田
小高区飯崎字坊の前	⑫	小高区飯崎字砂子田
小高区小屋木字仲田	⑬	小高区飯崎字南田
小高区小屋木字新田	⑭	小高区飯崎字南田
小高区飯崎字杉平	⑮	小高区飯崎字南田
小高区小屋木字榎町	⑯	小高区飯崎字南田
小高区小屋木字上姥田	⑰	小高区飯崎字南田
小高区小屋木字美田	⑱	小高区飯崎字南田
小高区小屋木字下姥田	⑲	小高区飯崎字南田
小高区小屋木字下川原	⑳	小高区飯崎字南田
小高区小屋木字上川原	㉑	小高区飯崎字南田
小高区小屋木字川北	㉒	小高区飯崎字南田
小高区小屋木字上川原	㉓	小高区飯崎字川北
小高区飯崎字南田	㉔	小高区飯崎字杉平
小高区小屋木字新田	㉕	小高区飯崎字杉平
小高区小屋木字下姥田	㉖	小高区飯崎字杉平
小高区小屋木字上姥田	㉗	小高区飯崎字杉平
小高区小屋木字上川原	㉘	小高区飯崎字杉平
小高区小屋木字川北	㉙	小高区飯崎字杉平
小高区飯崎字坂下	㉚	小高区飯崎字杉平



議案第96号 字の区域の変更について（総務課）

【趣旨】

原町区矢川原地区における福島県復興基盤総合整備事業に伴い、字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 字の区域の変更について

事業の実施により、道路、水路の付け替え及び新設などが行われたことに伴い、県から字の区域の変更の依頼があったもの。

当該字の区域の変更は、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経て、地方自治法施行令第179条の規定に基づき、土地改良法第54条第4項の規定による換地処分の公告（福島県知事）があった日の翌日から施行となる。

2 今後の事務手続

令和6年 9月 議決後に変更処分の告示、県知事・関係機関へ通知（市）

令和7年 2月 換地処分の公告（県）、換地処分登記申請（県）

3 復興基盤総合整備事業について

この事業は、ほ場整備事業の実施を契機として担い手への農地の集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当分を担う農業構造の確立を図ることを目指すもの。

復興基盤総合整備事業（原町区矢川原地区）の概要

受益面積	61.4ha
総事業費	2,291,500千円
負担割合	国75.0%、県13.75%、市11.25%、地元0%
工事内容	区画整理工 整地工 61.4ha 道路工 17.37km 用水路工 13.61km 排水路工 13.04km
事業年度	平成29年度～令和6年度

議案第97号 字の区域の変更について（総務課）

【趣旨】

原町区馬場西地区における福島県復興基盤総合整備事業に伴い、字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 字の区域の変更について

事業の実施により、道路、水路の付け替え及び新設などが行われたことに伴い、県から字の区域の変更の依頼があったもの。

当該字の区域の変更は、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経て、地方自治法施行令第179条の規定に基づき、土地改良法第54条第4項の規定による換地処分の公告（福島県知事）があった日の翌日から施行となる。

2 今後の事務手続

令和6年 9月 議決後に変更処分の告示、県知事・関係機関へ通知（市）

令和6年12月 換地処分の公告（県）、換地処分登記申請（県）

3 復興基盤総合整備事業について

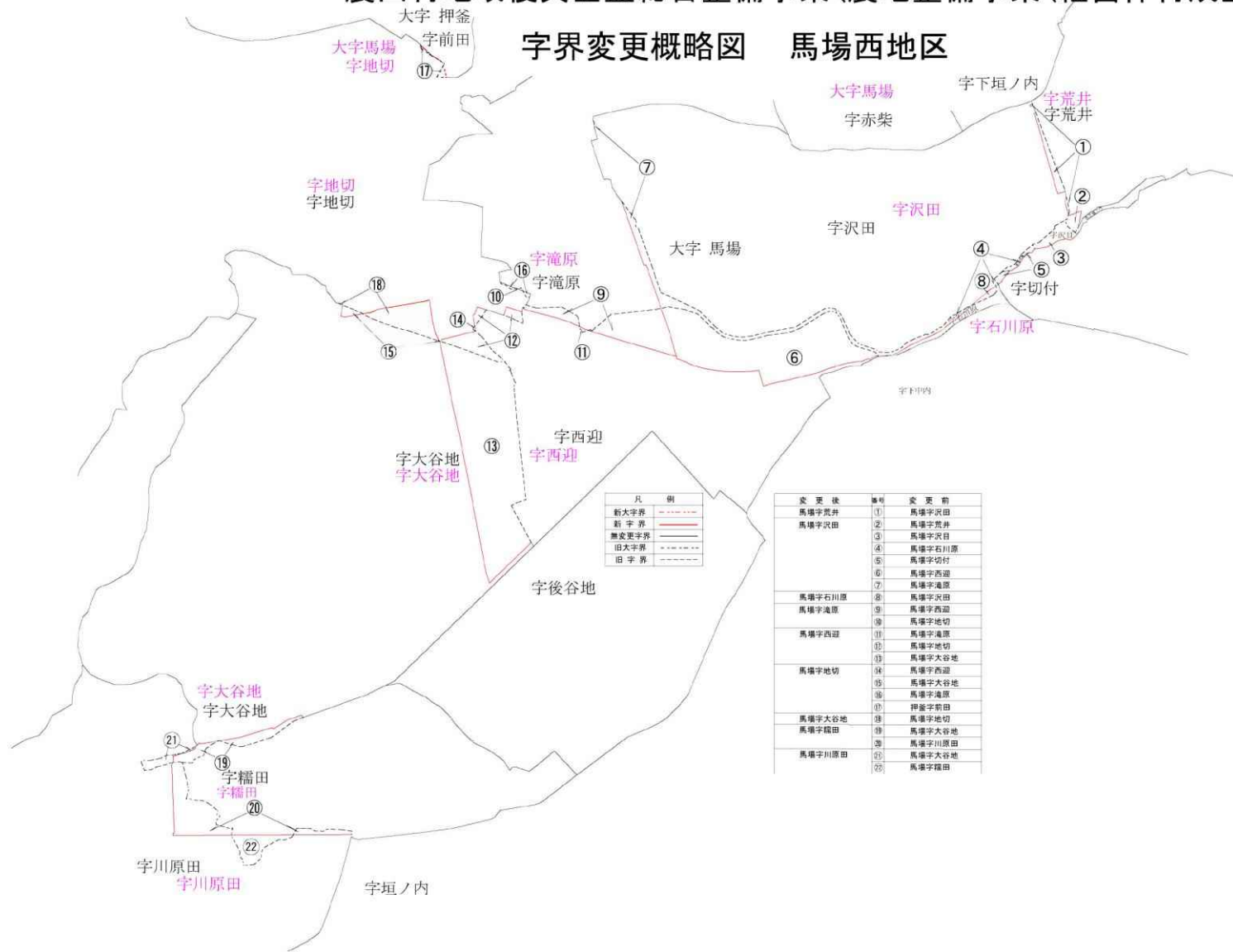
この事業は、ほ場整備事業の実施を契機として担い手への農地の集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当分を担う農業構造の確立を図ることを目指すもの。

復興基盤総合整備事業（原町区馬場西地区）の概要

受益面積	37.2ha
総事業費	2,065,000千円
負担割合	国77.5%、県13.75%、市8.75%、地元0%
工事内容	区画整理工 整地工 37.2ha 道路工 7.54km 用水路工 4.57km 排水路工 5.68km
事業年度	平成27年度～令和6年度

農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))

字界変更概略図 馬場西地区



議案第98号 市道路線の認定、廃止及び変更について（土木課）

【趣旨】

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 概要

原町区原町東地区及び鹿島区真野地区ほ場整備事業による区画整理に伴い、市道の認定・廃止・変更を行うもの。

- (1) 認定路線 1路線 延長＝ 295.3m (原町区)
 廃止路線 43路線 延長＝△17,580.6m (原町区、鹿島区)
 変更路線 15路線 延長＝ △7,096.5m (原町区、鹿島区)

【路線内容】

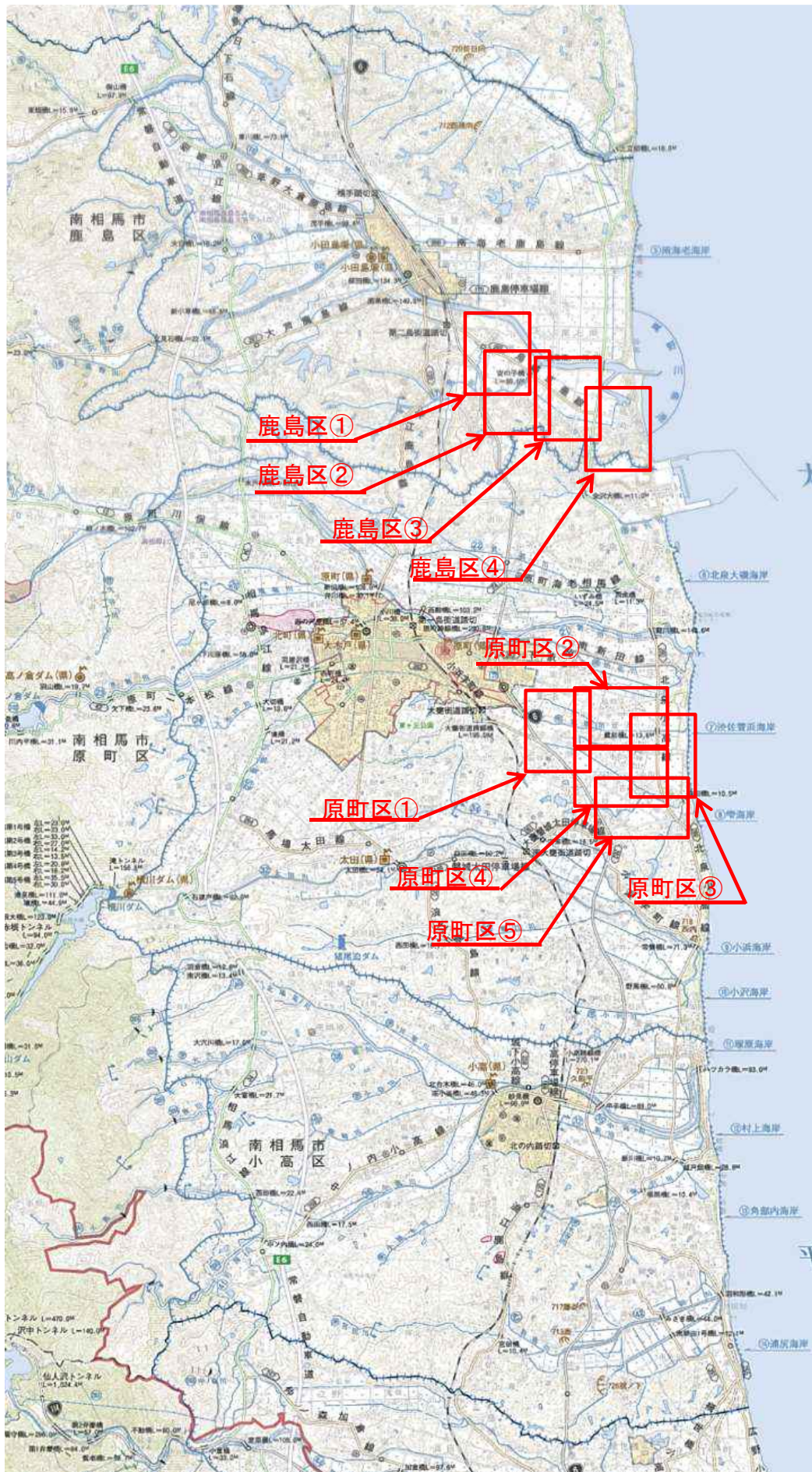
内 容	路 線 名	総延長(m)	幅 員(m)
認定路線	零17号線	295.0 m	3.9～6.2 m
廃止路線	南萱浜線	△ 683.9 m	4.0～8.1 m
	南萱浜3号線	△ 119.3 m	4.0～6.9 m
	萱浜海岸1号線	△ 421.3 m	4.0～4.9 m
	萱浜海岸2号線	△ 742.4 m	4.0～6.5 m
	零3号線	△ 125.7 m	4.1～6.4 m
	北萱浜7号線	△ 247.7 m	3.9～4.9 m
	北萱浜8号線	△ 425.1m	4.0～5.5 m
	南萱浜4号線	△ 121.8m	3.8～4.8 m
	南萱浜5号線	△ 150.7m	3.9～4.4 m
	南萱浜7号線	△ 444.1m	3.6～4.8 m
	南萱浜9号線	△ 428.2m	4.0～4.2 m
	南萱浜10号線	△ 674.2 m	3.8～4.8 m
	北萱浜12号線	△ 242.2 m	3.6～3.9 m
	零6号線	△ 406.7 m	4.84～5.1 m
	零10号線	△ 504.4 m	4.12～5.3 m
	零12号線	△ 517.7 m	3.8～5.5 m
	零14号線	△ 1,124.5 m	4.0～7.0 m
	南見谷地線	△ 558.0 m	4.0～4.1 m
	西田線	△ 175.2 m	4.0～4.2 m
	切付線	△ 224.6 m	4.2～6.1 m
蔵前線	△ 215.0 m	4.0～4.4 m	

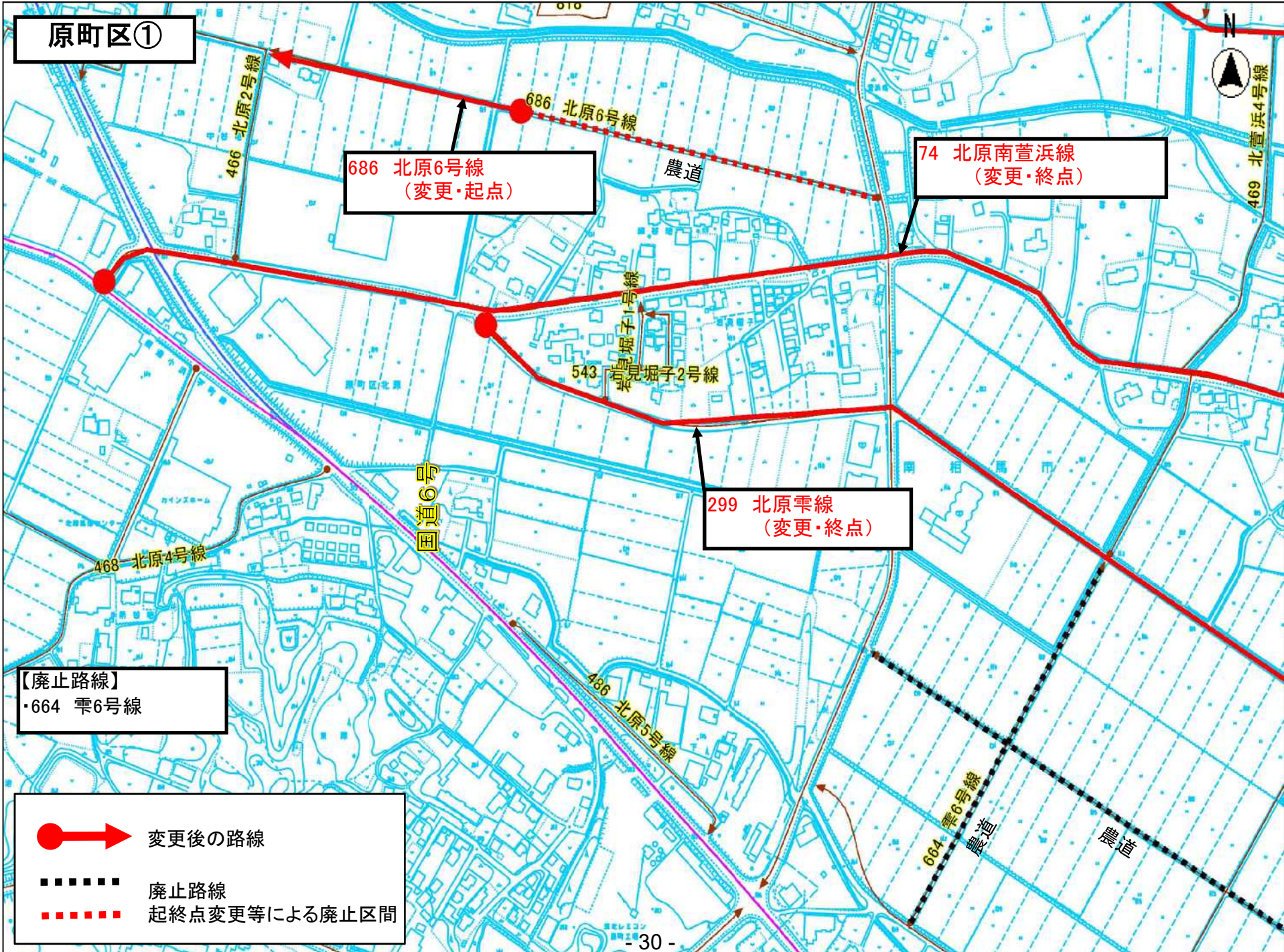
内 容	路 線 名		総延長	幅 員
廃止路線	三軒屋線		△ 374.9 m	4.0～6.0 m
	東 2 8 4 号線		△ 215.0 m	3.3～3.5 m
	東 2 9 6 号線		△ 1,384.2 m	3.0～4.6 m
	東 2 9 8 号線		△ 363.5 m	3.4～5.2 m
	東 3 0 1 号線		△ 147.6 m	2.5～3.2 m
	東 3 1 7 号線		△ 846.1 m	4.0～6.6 m
	東 3 2 6 号線		△ 259.8 m	3.1～4.8 m
	東 3 2 8 号線		△ 470.9 m	4.0～12.1 m
	東 3 2 9 号線		△ 508.1 m	4.0～5.7 m
	東 3 3 1 号線		△ 303.3 m	5.1～5.5 m
	東 3 3 4 号線		△ 281.5 m	3.5～5.7 m
	東 3 3 5 号線		△ 311.1 m	4.0～4.5 m
	東 3 3 6 号線		△ 352.9 m	4.0 m
	東 3 3 7 号線		△ 549.1 m	4.0 m
	東 3 4 0 号線		△ 302.6 m	4.0～5.3 m
	東 3 4 1 号線		△ 83.0 m	4.0～7.0 m
	東 3 4 2 号線		△ 128.2 m	4.0～4.3 m
	東 3 4 4 号線		△ 317.2 m	4.0～6.9 m
	東 3 4 9 号線		△ 663.5 m	2.8～5.8 m
	変更路線	東 3 6 7 号線		△ 763.9 m
東 3 7 2 号線		△ 200.7 m	4.0～6.8 m	
東 3 7 3 号線		△ 200.8 m	4.0～6.8 m	
北原南萱浜線		△ 879.8 m	8.7～14.9 m	
変更前		雫原田京塚線	△ 1,431.9 m	3.8～4.6 m
変更後		雫 1 6 号線		
北原雫線		△ 796.7 m	7.0～8.0 m	
北萱浜 3 号線		△ 481.0 m	4.0～8.0 m	
雫 2 号線		73.0 m	4.0～7.9 m	
雫萱浜線		△ 420.0 m	3.0～6.8 m	
南萱浜 2 号線		△ 145.7 m	3.6～5.2 m	
南萱浜 6 号線		△ 228.0 m	3.6～5.5 m	
北原 1 1 号線		△ 439.0 m	4.26～5.2 m	
北原 6 号線		△ 390.0 m	3.9～4.3 m	
東 3 0 4 号線		△ 131.0 m	2.7～3.5 m	
東 3 1 5 号線		△ 122.3 m	4.4～7.4 m	
東 3 2 7 号線		△ 417.4 m	4.0～8.2 m	

内 容	路 線 名	総延長	幅 員
変更路線	東 3 3 2 号線	△ 1,226.4 m	4.0~8.2 m
	東 3 7 0 号線	△ 60.3 m	2.9~3.3 m

2 路線図 29ページから38ページまでのとおり

路線図





原町区①

686 北原6号線
(変更・起点)

74 北原南萱浜線
(変更・終点)

299 北原粟線
(変更・終点)

【廃止路線】
・664 粟6号線

- 変更後の路線
- - - - 廃止路線
- - - - 起終点変更等による廃止区間




原町区②

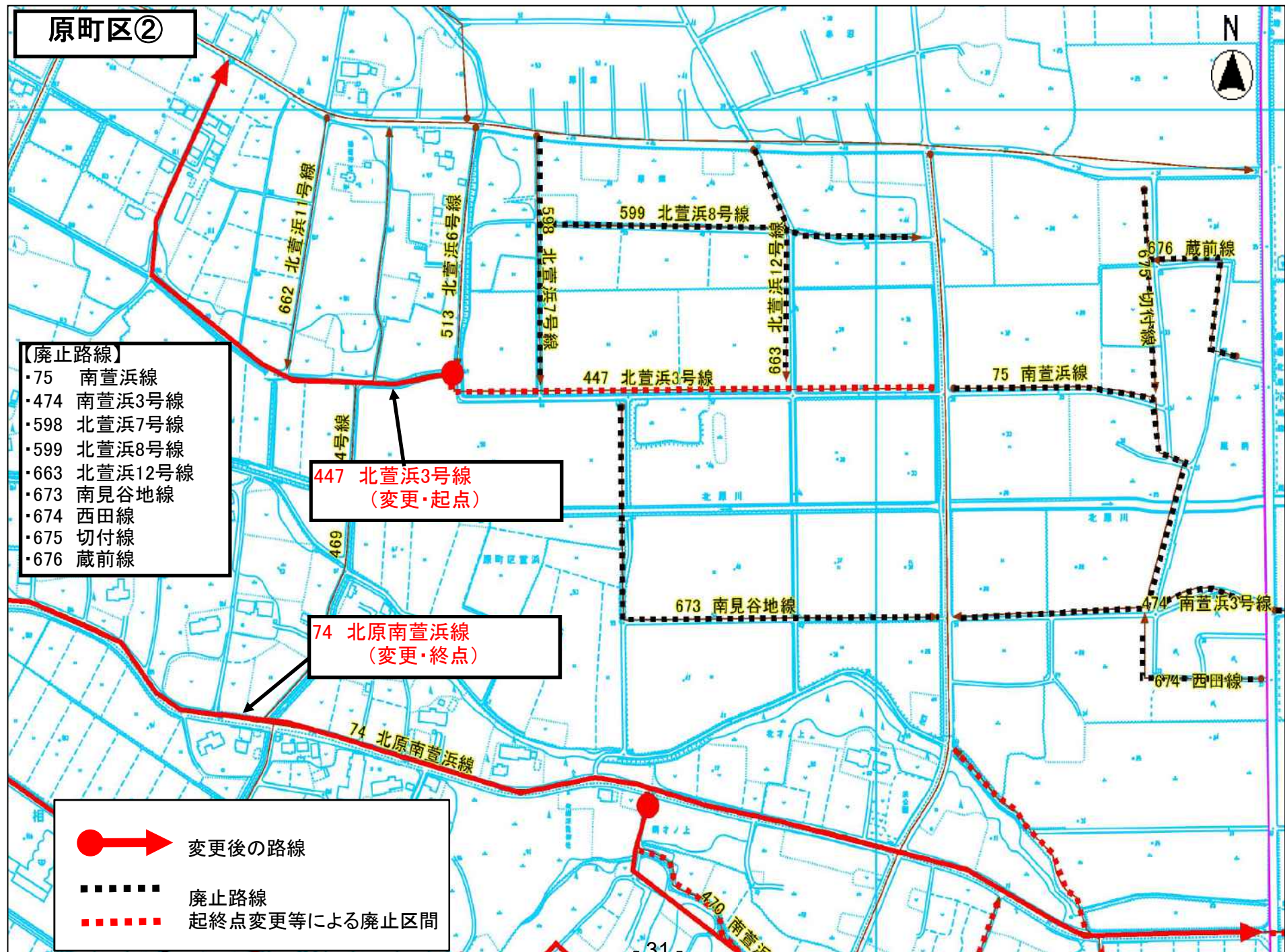


- 【廃止路線】
- ・75 南萱浜線
 - ・474 南萱浜3号線
 - ・598 北萱浜7号線
 - ・599 北萱浜8号線
 - ・663 北萱浜12号線
 - ・673 南見谷地線
 - ・674 西田線
 - ・675 切付線
 - ・676 蔵前線

447 北萱浜3号線
(変更・起点)

74 北原南萱浜線
(変更・終点)

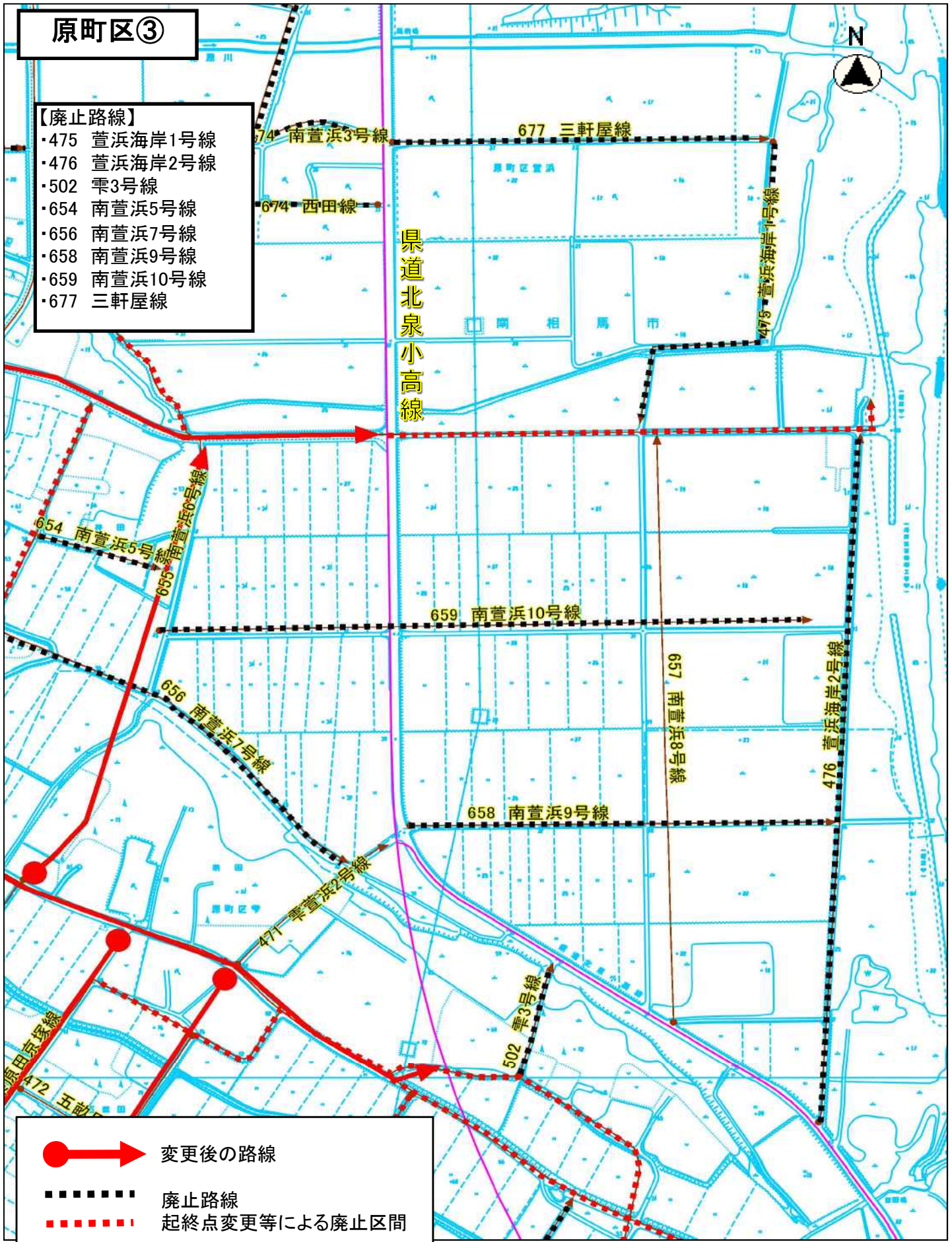
 変更後の路線
 廃止路線
 起終点変更等による廃止区間

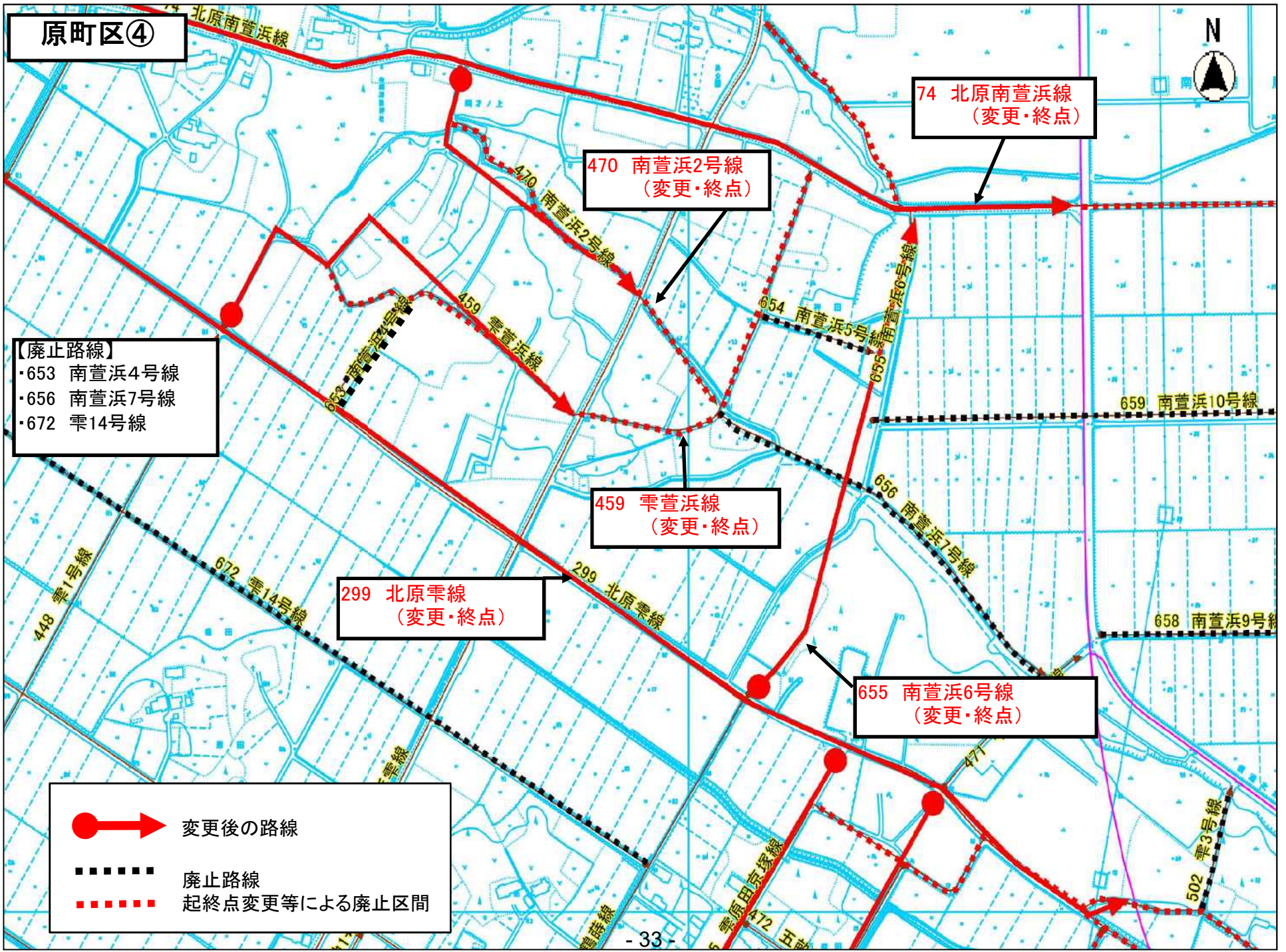


原町区③

【廃止路線】

- ・475 萱浜海岸1号線
- ・476 萱浜海岸2号線
- ・502 雫3号線
- ・654 南萱浜5号線
- ・656 南萱浜7号線
- ・658 南萱浜9号線
- ・659 南萱浜10号線
- ・677 三軒屋線





原町区④

【廃止路線】
 ・653 南萱浜4号線
 ・656 南萱浜7号線
 ・672 雫14号線

299 北原雫線
 (変更・終点)

459 雫萱浜線
 (変更・終点)

470 南萱浜2号線
 (変更・終点)

74 北原南萱浜線
 (変更・終点)

655 南萱浜6号線
 (変更・終点)

●➡ 変更後の路線
 ■■■■■ 廃止路線
 ■■■■■ 起終点変更等による廃止区間

原町区⑤



【廃止路線】

- ・668 雫10号線
- ・670 雫12号線

215 雫原田京塚線 → 215 雫16号線
(変更・市道名および起点)

449 雫2号線
(変更・起点)

669 雫11号線
(変更・起終点)

299 北原雫線
(変更・終点)

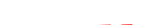
861 雫17号線
(新規認定)



新規認定路線、変更後の路

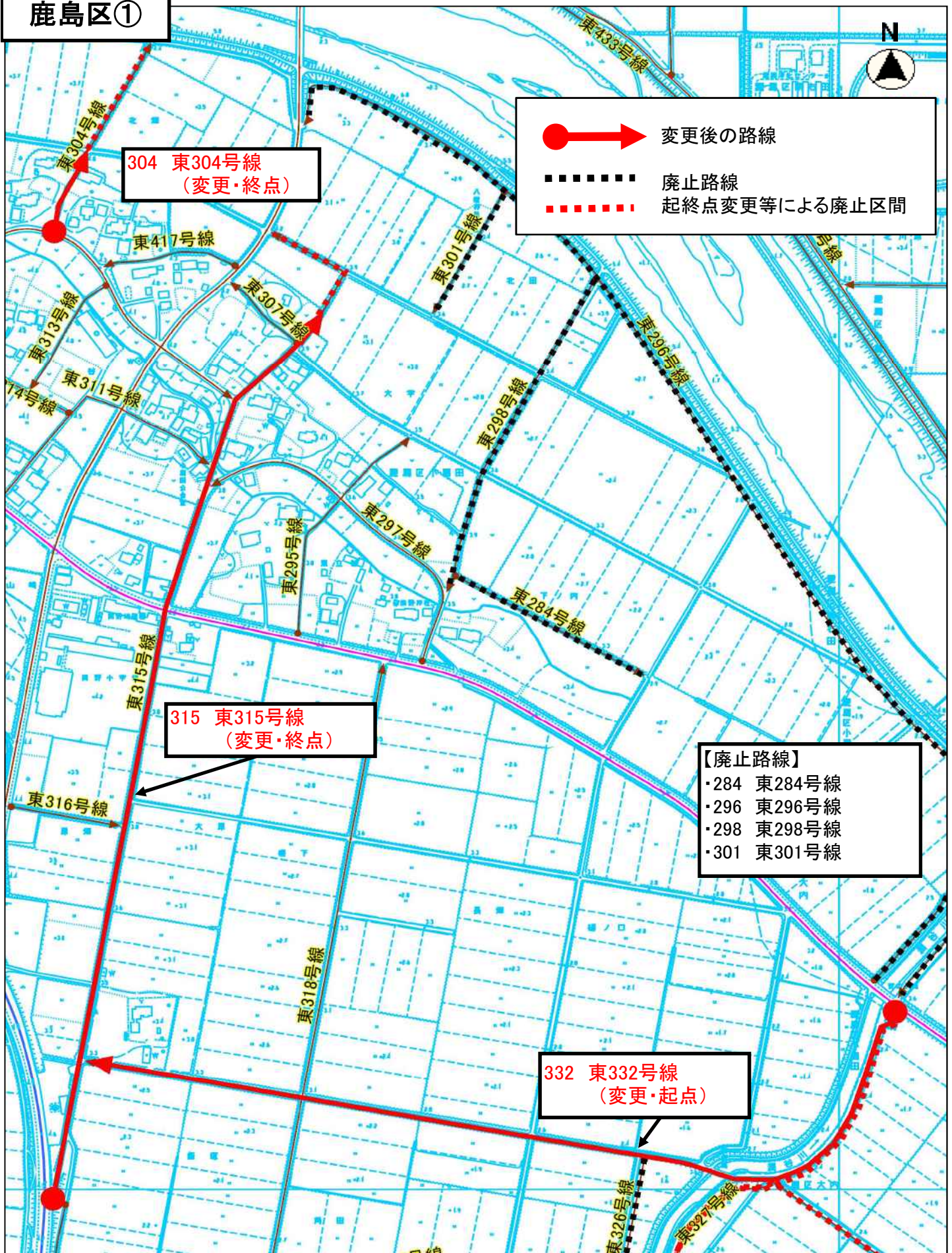


廃止路線

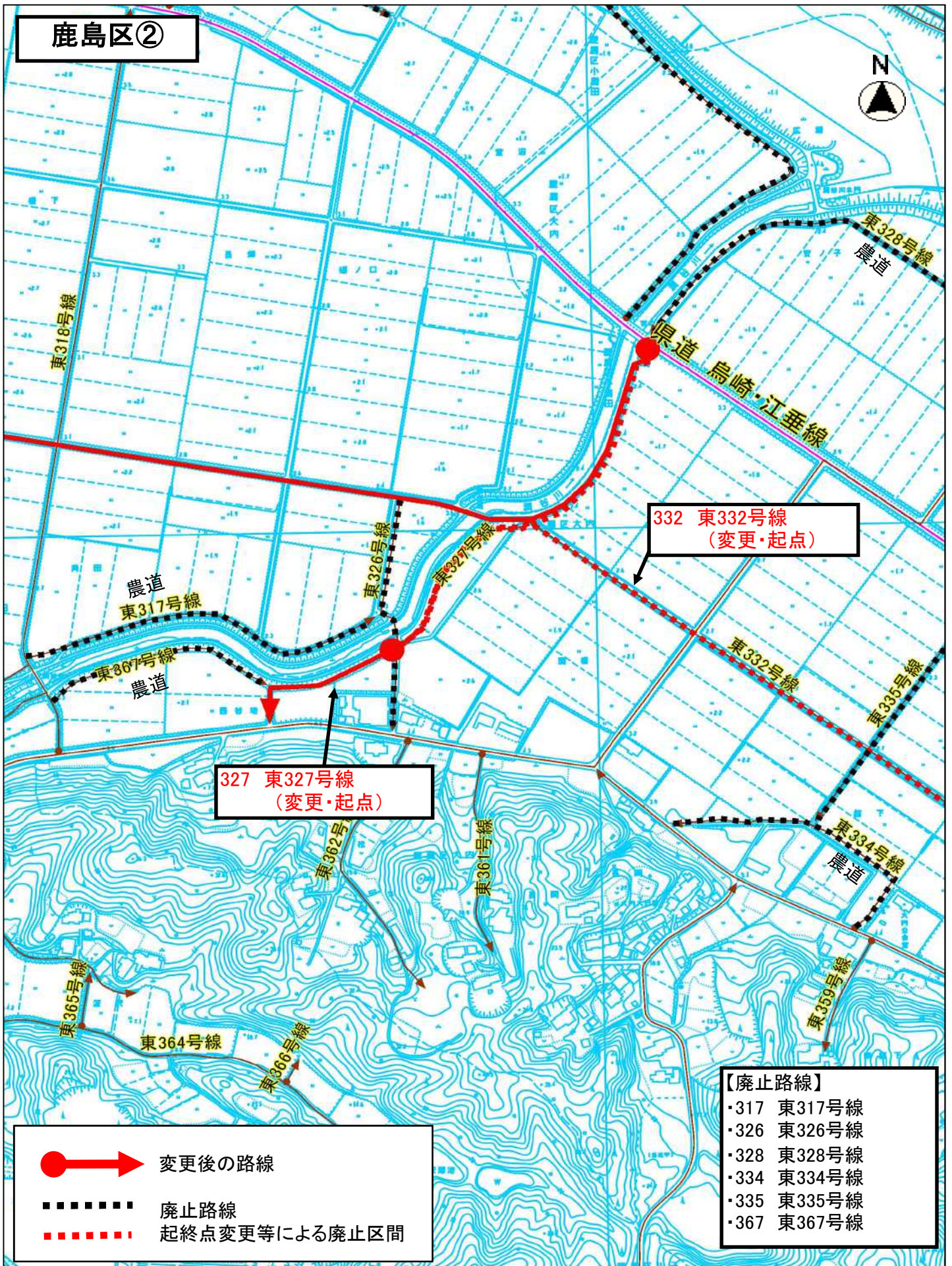


起終点変更等による廃止区間

鹿島区①



鹿島区②



332 東332号線
(変更・起点)

327 東327号線
(変更・起点)

- 【廃止路線】
- ・317 東317号線
 - ・326 東326号線
 - ・328 東328号線
 - ・334 東334号線
 - ・335 東335号線
 - ・367 東367号線

鹿島区③



【廃止路線】

- ・329 東329号線
- ・331 東331号線
- ・336 東336号線
- ・337 東337号線
- ・340 東340号線
- ・341 東341号線
- ・342 東342号線
- ・344 東344号線

332 東332号線
(変更・起点)



変更後の路線

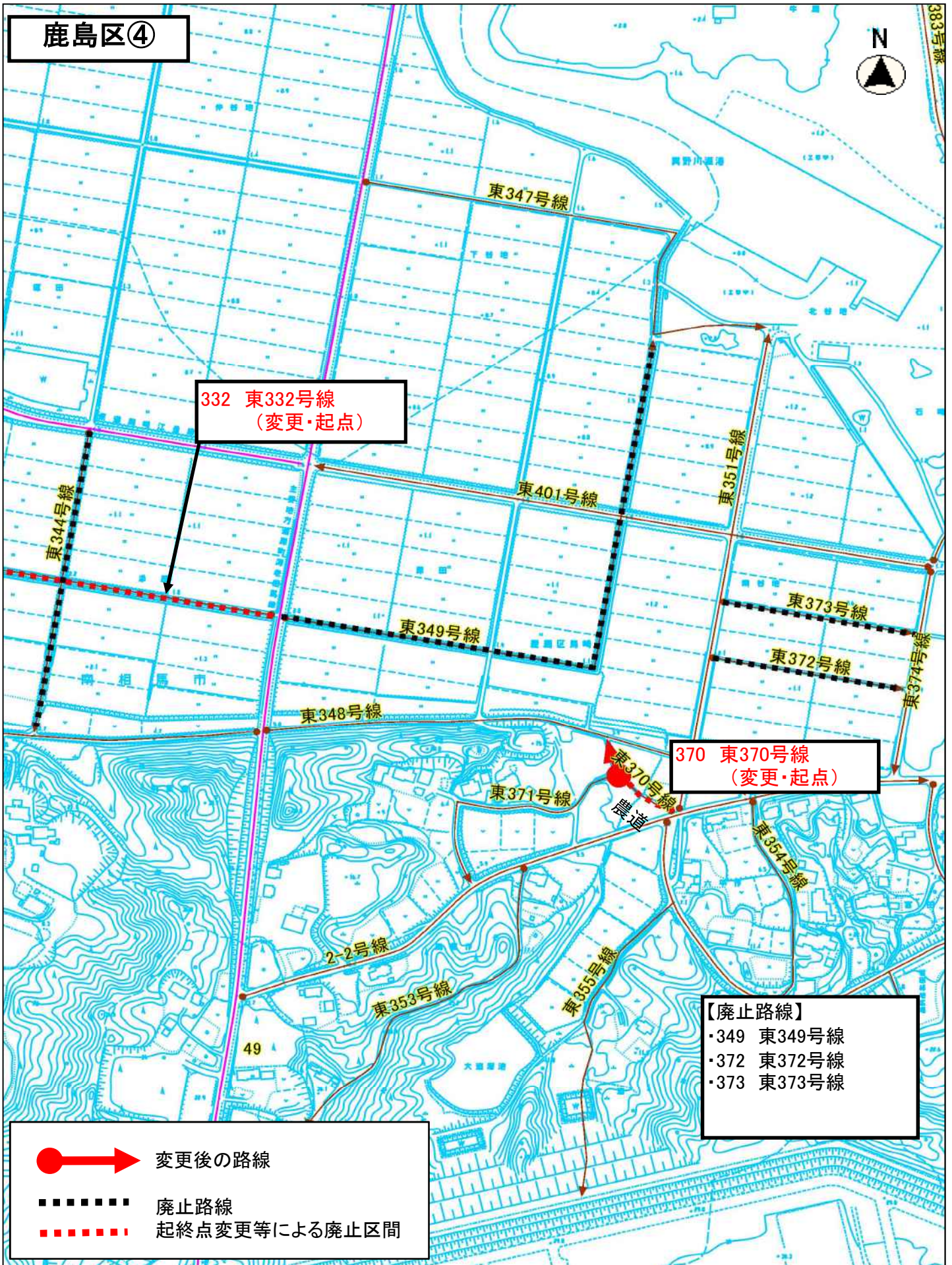


廃止路線



起終点変更等による廃止区間

鹿島区④



議案第 99号	福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について (市民課)
----------------	--

【趣旨】

福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 改正の経過

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴い被保険者証が廃止されるため、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、地方自治法第291の3第1項の規定に基づき、協議するもの。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律

被保険者証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じ、各医療保険者（市町村）等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を提供するなどの改正がされた。

2 改正の概要

法の改正により、被保険者証が廃止されることから、福島県後期高齢者医療広域連合規約に規定されている構成市町村が行う事務の改正をするもの。

改正後	改正前
(構成市町村が行う事務) 別表第2	(構成市町村が行う事務) 別表第2
(1) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	(1) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
(2) <u>資格確認書等</u> の引渡し	(2) <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し
(3) <u>資格確認書等</u> の返還の受付	(3) <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付
(4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	(4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
(5) 保険料に関する申請の受付	(5) 保険料に関する申請の受付
(6) 前各号の事務に付随する事務	(6) 前各号の事務に付随する事務

3 施行日 令和6年12月2日

≪ 報告 ≫

報告第12号	令和5年度南相馬市一般会計継続費精算の報告について (財政課)
---------------	--

【趣旨】

令和5年度において継続年度が終了した継続費について精算したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するもの。

【主な内容】

継続費の概要

事業名	事業年度	年割額 (合計)	支出済額 (合計)	年割額(合計)と 支出済額(合計) の差
農業水利施設等 保全再生事業(再 調査)	4 ～ 5	36,531,000円	34,425,600円	2,105,400円
農業基盤整備促 進事業	元 ～ 5	654,587,000円	582,864,797円	71,722,203円
農地防災事業(水 路改修)	3 ～ 5	794,977,000円	770,644,052円	24,332,948円
市民プール更新 事業	4 ～ 5	1,489,652,000円	1,489,650,300円	1,700円

【趣旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付し、報告するもの。

【主な内容】

1 健全化判断比率

(単位：%)

区分	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.57	20.00
連結実質赤字比率	—	17.57	30.00
実質公債費比率	8.4	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※実質赤字額及び連結実質赤字額は生じておらず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「—」と表記

※一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源が上回っており、将来負担比率を「—」と表記

2 資金不足比率

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準	備考
南相馬市水道事業会計	—	20.00	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（以下「令」という。）第17条第1号の規定により事業の規模を算定
南相馬市病院事業会計	—	〃	〃
南相馬市工業用水道事業会計	—	〃	〃
南相馬市下水道事業会計	—	〃	〃
南相馬市工場用地等整備事業特別会計	—	〃	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定

※いずれの会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率を「—」と表記

報告第14号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第10号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和6年7月12日専決】 (こども家庭課)

1 損害を賠償し和解する相手方

南相馬市在住個人

2 損害賠償の額

183,689円

うち保険等により補填される額	183,689円
市が自ら負担する額	0円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

令和6年4月10日(水)午後5時30分頃、かしまわんぱく広場駐車場において、相手方が後ろ向きで駐車するため、徐行にて前進した際、駐車場内の集水桮上のグレーチングに左前タイヤを乗り上げた。この集水桮の一部が損傷していたため、隣接するグレーチングがてこの原理で跳ね上がり、相手方車両のサブマフラーを損傷させたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解した。

4 事故の種類

物損事故

